

相談の受付件数

令和5年1～3月の受付件数は計382件。
(うち北海道2件、東北18件、関東147件、北陸6件、中部54件、近畿78件、中国30件、四国2件、九州44件、沖縄1件)

相談者の属性

相談者の属性は、全382件のうち、
建設業者(元請)142件、建設業者(下請)47件、建設業者(その他)101件、発注者(公共)3件、発注者(民間)14件、不明41件、その他34件

主な相談内容その1

- 元請の場合、当初の一次下請への発注金額は4,500万円未満であったが、変更契約で発注総額4,500万円以上となる場合、一般建設業許可でも問題ないか。
 - ➡ 当初のみの金額で判断するのではなく、変更契約の金額も含んだ請負総額で判断する。元請の場合、下請発注総額が4,500万円以上(建築一式工事の場合は7,000万以上)となる場合は特定建設業の許可が必要である。
- 当社は本社がA県、営業所がB県にあるが、B県の営業所で営業活動を行いたい場合は大臣許可を受ける必要があるか。
 - ➡ 2以上の都道府県の区域に営業所※を設けて営業活動を行う場合、大臣許可が必要である。
※「営業所」とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。
- 護岸工事の施工にあたり、船舶の侵入を防ぐための海上警備業務を元請として発注するのだが、これは施工体制台帳に記載しなければならないのか。
 - ➡ 建設業法上、施工体制台帳等の記載が必要なのは元請並びにその建設工事の下請負人。よって、警備業者や資材業者、運搬業者などは記載する必要はない。ただし、仕様書等で発注者がそういった業者の記載も求めている場合は記載すること。
- 電子契約の承諾は、口頭で行っても問題ないか。
 - ➡ 建設業法施行令第五条の五において、承諾は書面又は電磁的方法によって得ることが定められている。

| 【相談内容分類】 | | 件数 |
|----------|------------|-----|
| 建設業法全般 | ①技術者関係 | 56 |
| | ②建設業許可関係 | 73 |
| | ③その他建設業法関係 | 123 |
| 社会保険全般 | ④社会保険加入関係 | 43 |
| | ⑤法定福利費関係 | 23 |
| | ⑥その他社会保険関係 | 8 |
| | ⑦請負契約関係 | 49 |
| | ⑧価格転嫁関係 | 0 |
| | ⑨その他 | 23 |

※各相談内容は、上記①～⑨の分類うち、複数の内容に該当するものもあるため、全相談件数と一致しない場合があります。

主な相談内容その2

- 当方は電気工事の許可を持っているが、許可を持っていない管工事を500万円未満で請け負う際に、主任技術者を配置する必要はあるのか。
 - ➡ 建設業の許可を取得している業種については、主任技術者等を配置する必要があるが、建設業の許可を取得していない業種については、主任技術者等の配置義務はない。
- 監理技術者について、下請業者についても一定の下請代金を超える場合には必要になるのか。
 - ➡ 監理技術者は元請が必要に応じて配置する必要があるものであり、下請は主任技術者で足りる。
- 下請に出そうとしている工事があるが、その作業員が適切な社会保険に加入しているのかを確認したい。
 - ➡ 各作業員について、作業員名簿の社会保険欄を確認していただきたい。確認する場合は、情報の真正性が担保された、建設キャリアアップシステムの登録情報を活用することが原則とされているが、建設キャリアアップシステムを使用しない場合は、証明書類を添付させるなど真正性の確保に向けた措置を講じていただきたい。各作業員の加入すべき保険の確認には、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の確認シートを参考にされたい。
- 工事で一人親方と請負契約を行いたいと考えているが、その際に加入すべき社会保険は何になるのか。
 - ➡ 一人親方の場合、一人親方本人の責任で国民健康保険、国民年金(60歳未満の場合)に加入する必要がある。ただし、実態が労働者である場合は、適切な社会保険に加入させる必要があるため、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「働き方自己診断チェックリスト」を活用して、請負なのか雇用なのかをご確認いただきたい。
- 建設キャリアアップシステムへの登録の対象となる事業者の範囲はあるか。
 - ➡ 建設業許可業者をはじめ建設業の許可を取得していない業者や一人親方を含むすべての建設工事業者を対象としており、現場に入場する方はどなたでも加入できる。